



新総合事業における給付管理

平成29年2月21日

久留米市健康福祉部介護保険課

新総合事業準備チーム

1. 給付管理

給付管理の対象となるサービス

【総合事業における給付管理対象サービス】

訪問型サービス	身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ
通所型サービス	予防デイ、元気デイ、集中デイ(平成29年6月頃から)

給付管理対象サービスについては、国保連合会を通じて保険者に請求を行う。

【利用者状態別の給付管理対象サービス】

要支援者	<ul style="list-style-type: none">・介護予防サービス(介護予防福祉用具貸与 等)・地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護 等)・訪問型サービス(身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ)・通所型サービス(予防デイ、元気デイ、集中デイ)
事業対象者	<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス(身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ)・通所型サービス(予防デイ、元気デイ、集中デイ) <p>※介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスは利用不可</p>

区分支給限度額

【要支援者】

要支援者が総合事業を利用する場合には、予防給付における区分支給限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理する。

【事業対象者】

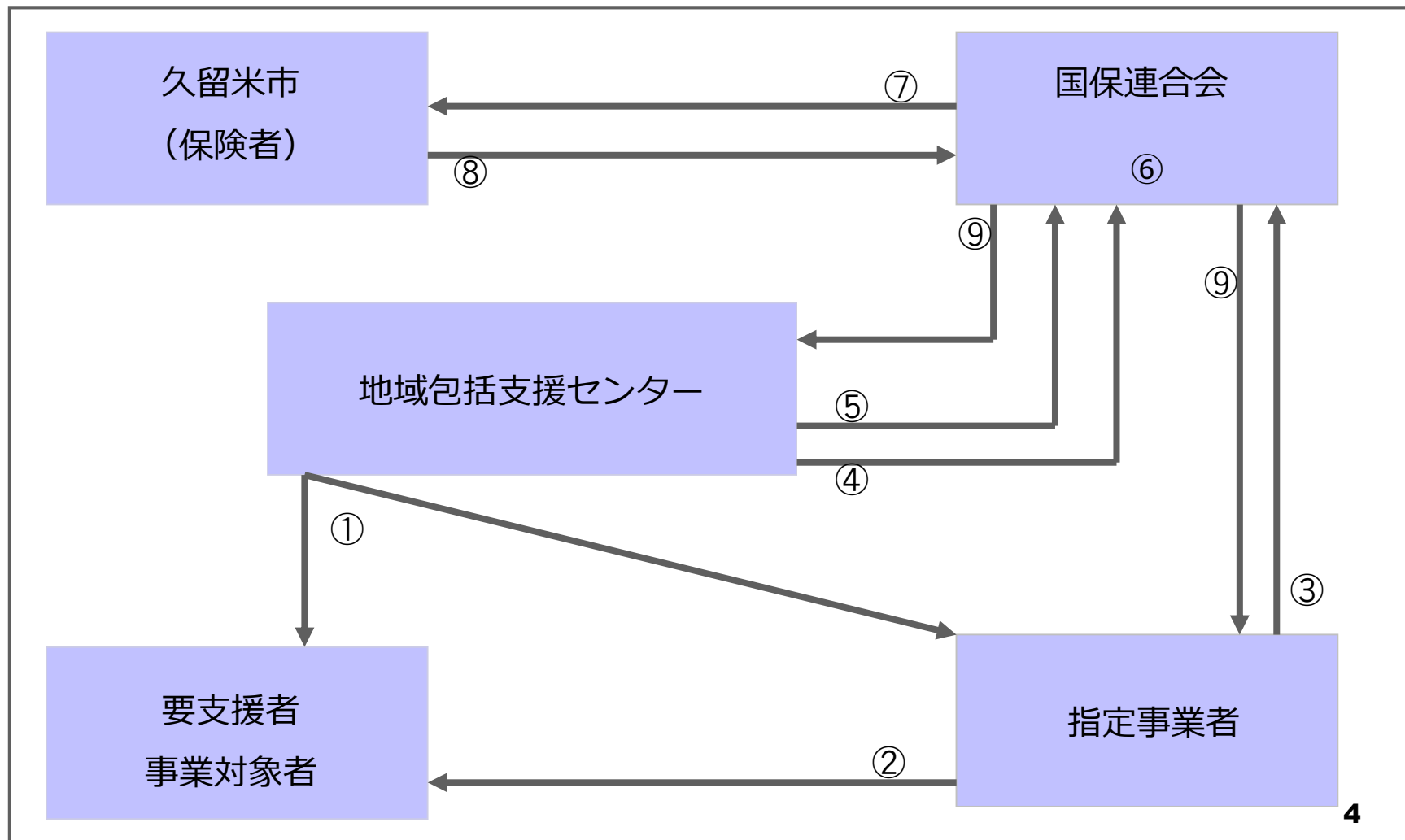
原則、要支援1の区分支給限度額の範囲内で給付管理を行う。

ただし、月の途中から集中デイを利用する又は終了する場合で、要支援1の区分支給限度額を超過するときには、地域包括支援センターから介護保険課あてに当月中に届出を行うことで、当該月のみ要支援2の区分支給限度額とすることができる。

	区分支給限度額
要支援1 事業対象者	5,003単位
要支援2	10,473単位

審査支払の流れ

要支援者、事業対象者ともに国保連合会を通じて保険者に請求を行う。住所地特例対象者についても同様。



	①	介護予防ケアマネジメント	利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う
サービス提供月	②	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施
サービス提供月翌月	③	予防給付／事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付／事業費を請求する
	④	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する
	⑤	介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費を請求	地域包括支援センターは請求明細書(介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費)を国保連合会に請求する
	⑥	審査	国保連合会は審査を行う
サービス提供月翌々月	⑦	予防給付／事業費を請求	国保連合会は保険者へ予防給付／事業費及び審査支払手数料を請求する
	⑧	予防給付／事業費を支払い	保険者は国保連合会へ予防給付／事業費及び審査支払手数料を支払う
	⑨	事業費及び介護予防ケアマネジメント費を支払い	国保連合会は予防給付／事業費及び介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費を支払う

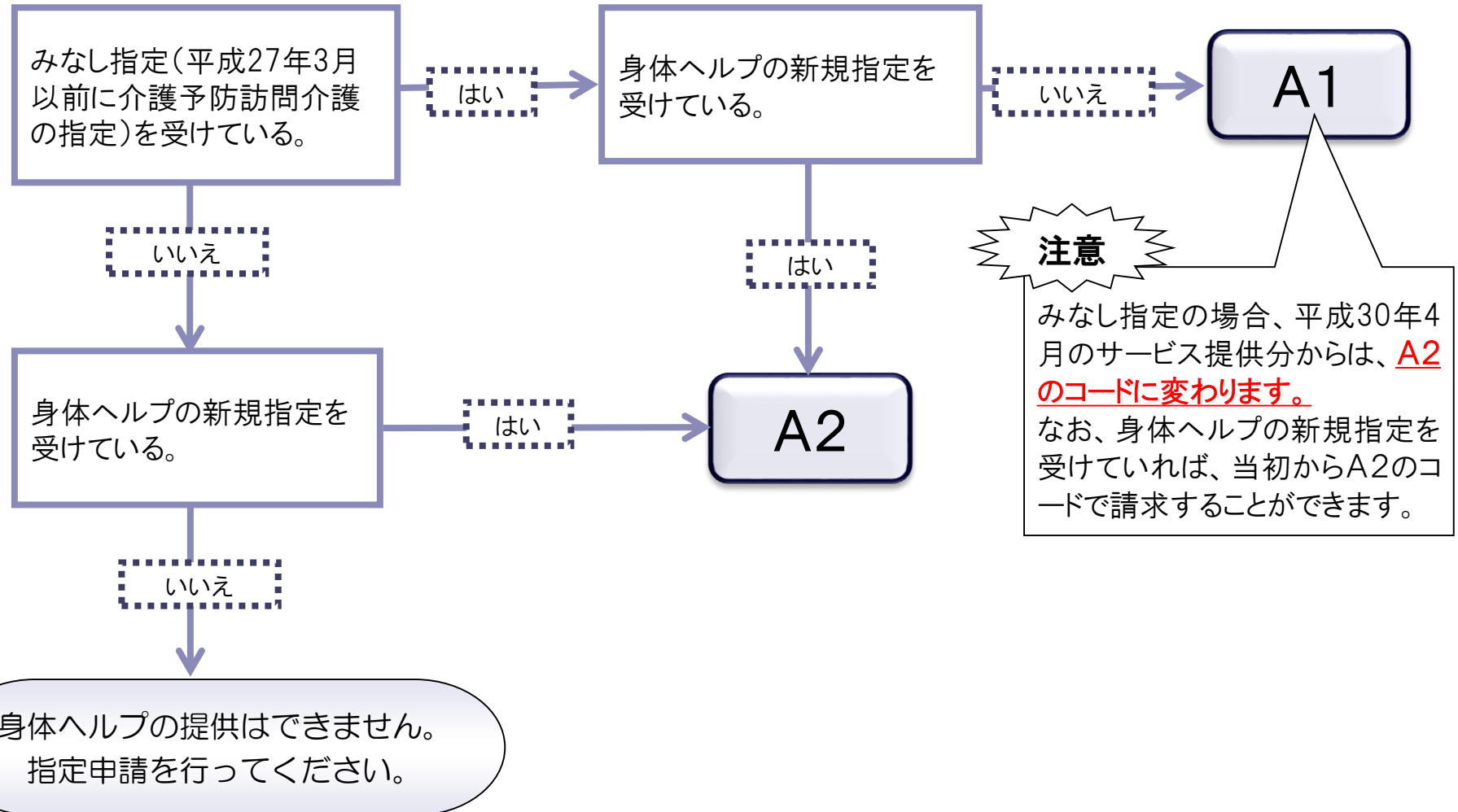
請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）①

サービス区分	サービスの種類	サービスコード種類
現行相当サービス	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ) (みなし指定)	A1
	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ)	A2
サービスA	元気援助訪問サービス(元気ヘルプ)	A3
	生活援助訪問サービス(生活ヘルプ)	A3

- 身体ヘルプのみなし指定を受けている事業所であっても、身体ヘルプの新規指定を受けている場合は、「A2」で請求することができる。
- 元気ヘルプと生活ヘルプは、サービスコード種類が両方とも「A3」となっているので、注意すること。（サービスコード項目はそれぞれで設定）

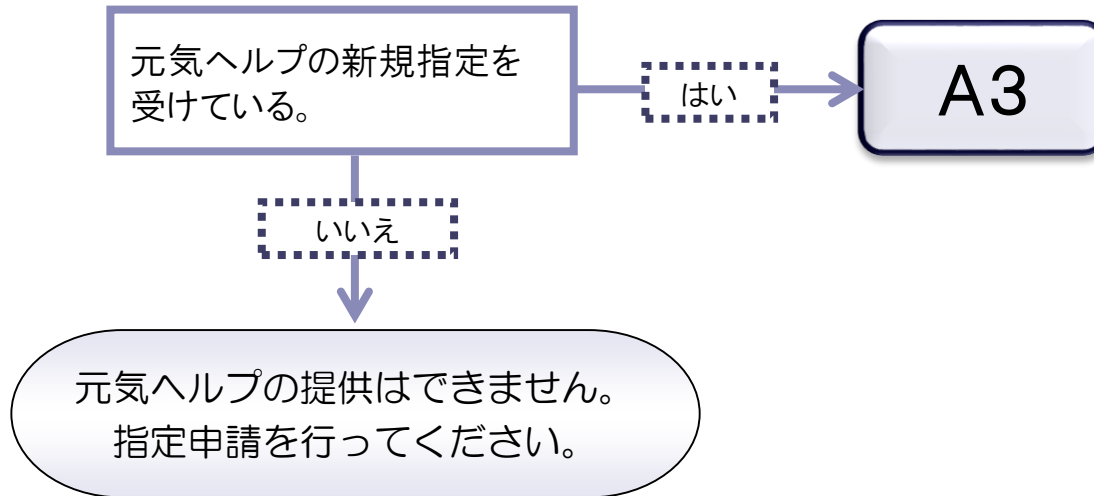
請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）②

【現行相当サービス:身体ヘルプ】

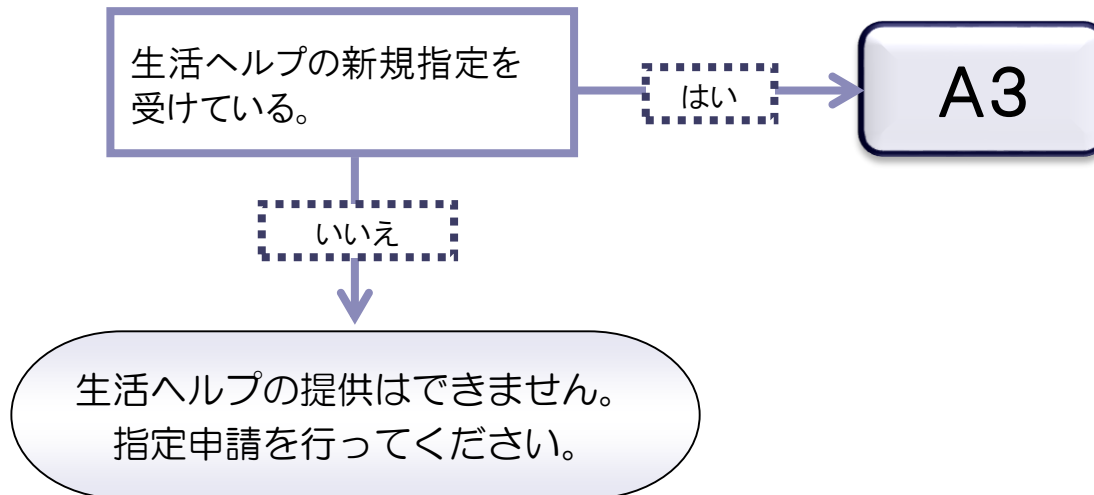


請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）③

【サービスA:元気ヘルプ】



【サービスA:生活ヘルプ】



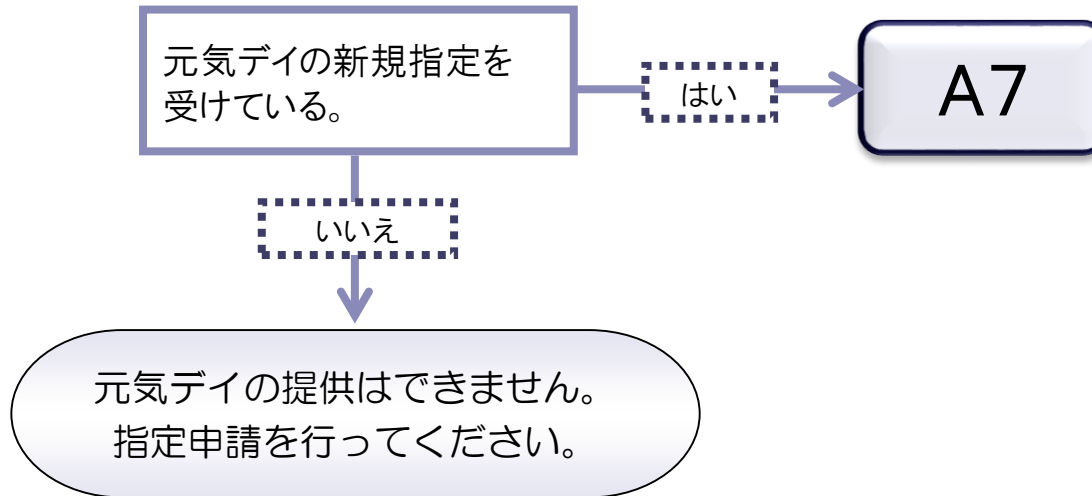
請求時のサービスコードについて（通所型サービス）

サービス区分	サービスの種類	サービスコード種類
現行相当サービス	介護予防通所サービス(予防デイ)（みなし指定）	A5
	介護予防通所サービス(予防デイ)	A6
サービスA	元気向上通所サービス(元気デイ)	A7
	短期集中通所サービス(集中デイ) ※平成29年6月より	A7

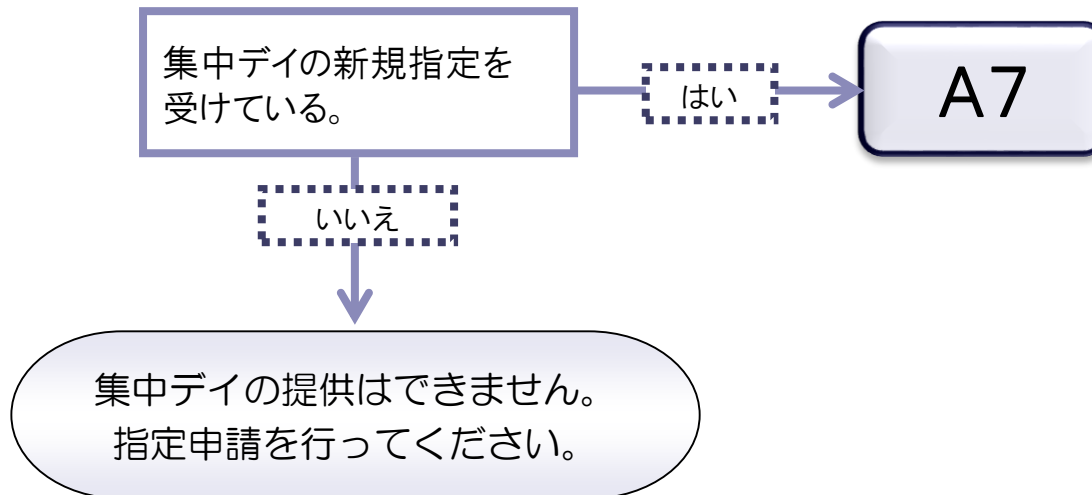
- 予防デイのみなし指定を受けている事業所であっても、予防デイの新規指定を受けている場合は、「A6」で請求することができる。
- 元気デイと集中デイは、サービスコード種類が両方とも「A7」となっているので、注意すること。（サービスコード項目はそれぞれで設定）

請求時のサービスコードについて（通所型サービス）③

【サービスA:元気デイ】



【サービスA:集中デイ】



請求時の注意事項①

【利用者負担割合】

「A3」(元気ヘルプ、生活ヘルプ)、「A7」(元気デイ、集中デイ)については、自己負担割合は、サービスコードで判断する。そのため、同じサービスであっても、**1割負担の利用者と2割負担の利用者ではサービスコードが異なる。**

※軽度化加算は、利用者負担なしであるため、共通のサービスコードを利用する。

例

サービス内容	1割負担のサービスコード	2割負担のサービスコード
元気ヘルプⅠ	A3 1010	A3 1210
元気デイ1(2-3)	A7 1010	A7 1110

「A3」、「A7」の場合、事業費明細書の給付率は記載しない

給付率 (/100)

事業

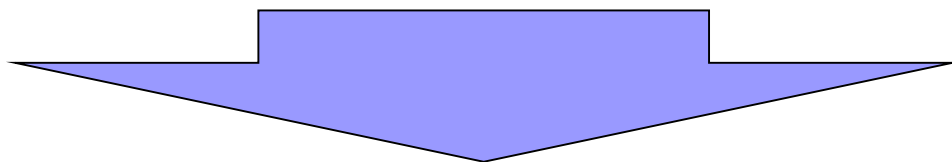
公費

様式第二の三 (附則第二条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費、通所型サービス費、その他の生活支援サービス費)

公表支助者番号		平成		年		月		日	
公表受給者番号		保険者番号							
被保険者番号 (7桁)		事業所番号							
氏名	事業所名称								
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性別	所在地							
実支障 状態区分	事業対象者・要支援1・要支援2								
認定有効 期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日まで
介護予防 サービス 計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		事業所 番号						事業所 名称
開始 年月日	平成	年	月	日	中止 年月日	平成	年	月	日
事業費 明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	介護 費	公表対象単位数	減算	
事業費 明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	介護 費	公表対象単位数	減算	
給付率 明細書	①サービス種別コード /公表種別								
	②計画単位数								
	③年度標準費対称単位数								
	④年度標準費対称外単位数								
	⑤給付単位数 (②③のうち 少ない方) / ②								
	⑥公表分単位数								
	⑦単位数割増率		元/割増		元/割増		元/割増		
	⑧事業費割増率								
	⑨利用者負担率								
	⑩公表分本人負担								
							給付率 (/100)		
							事業		
							公費		

A3とA7コードは国保連合会で利用者の負担割合とサービスコードの突合審査を行わないため、利用者負担割合とサービスコードが異なっていた場合でも請求は通り、国保連合会から支払いが行われる。



誤って通った請求については、久留米市から各サービス事業者に給付費請求取消依頼の案内を送付予定。(平成29年夏以降)

サービスコードマスタの公開

事業所で利用している請求システムで利用する「サービスコードマスタ」(csvデータ)は、3月上旬に久留米市のホームページに公開予定。



総合事業利用に伴う居宅届

【事業対象者】

事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施する際には、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント依頼届出書をすみやかに提出する。

【要支援者・要介護者】

要支援者に対して、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを実施する際には、地域包括支援センターが、居宅サービス計画等作成依頼届出書をすみやかに提出する。

要介護者に対して、居宅介護支援を実施する際には、居宅介護支援事業者が、居宅サービス計画等作成依頼届出書をすみやかに提出する。

第10号様式(第9条関係) 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 **新規・変更**

久留米市長 あて
下記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。 平成 年 月 日

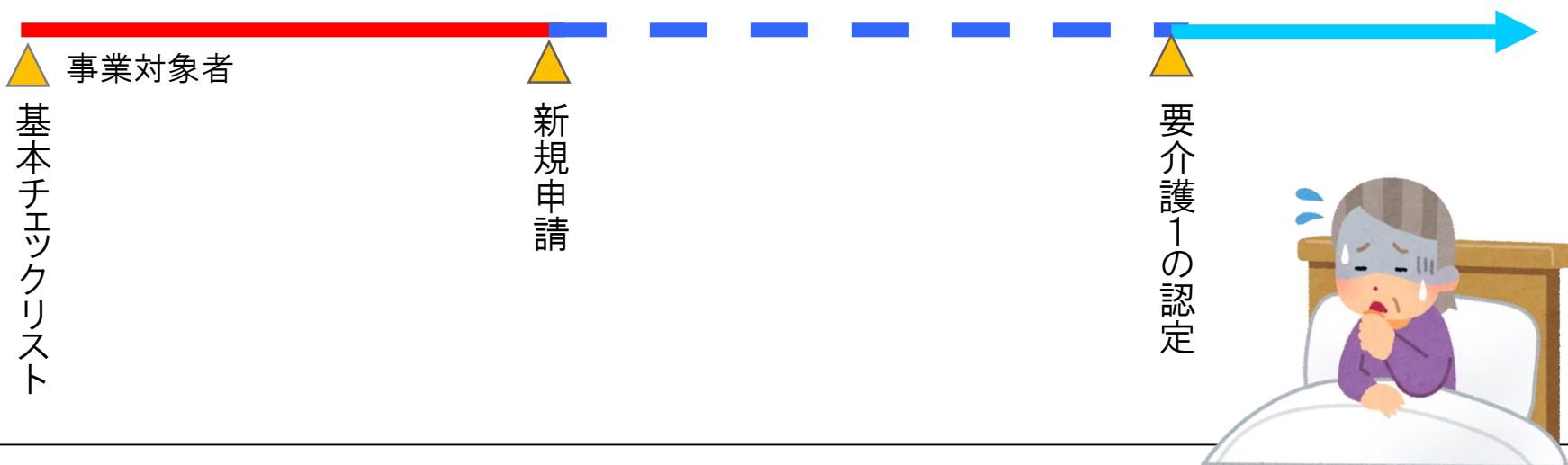
被保険者氏名	フリガナ	被保険者番号									
		個人番号									
		生年月日				性別					
		明治・大正・昭和 年 月 日				男・女					
被保険者住所	〒 -		電話 - -								
介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター ※ゴム印または事業所角印を押印してください。手書きのみは不可です。											
(事業者名)											
(事業者の所在地)											
〒 -										基本チェックリスト実施日	
電話 - -										平成 年 月 日	
居宅介護支援事業所番号											
(地域包括支援センター名) ※ゴム印または事業所角印を押印してください。手書きのみは不可です。											
変更前の地域包括支援センター											

暫定利用について（事業対象者→要介護見込み）

事業対象者がサービス事業の利用と並行し、要介護等認定申請を行った場合を次のとおりに整理を行う。

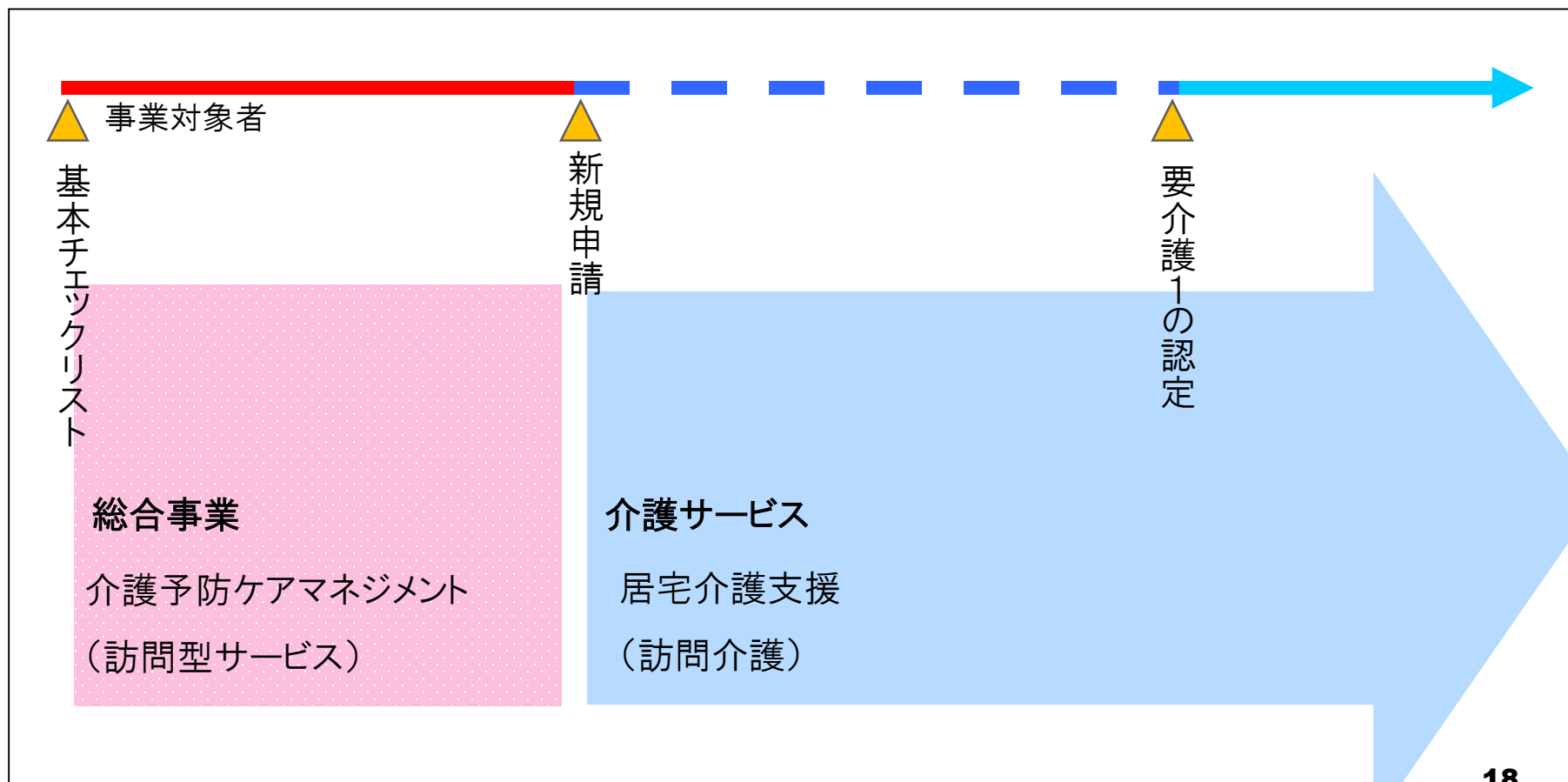
【ケース1】 認定申請期間中に①訪問介護利用、又は②訪問型サービス利用

【ケース2】 認定申請期間中に訪問介護、福祉用具貸与利用



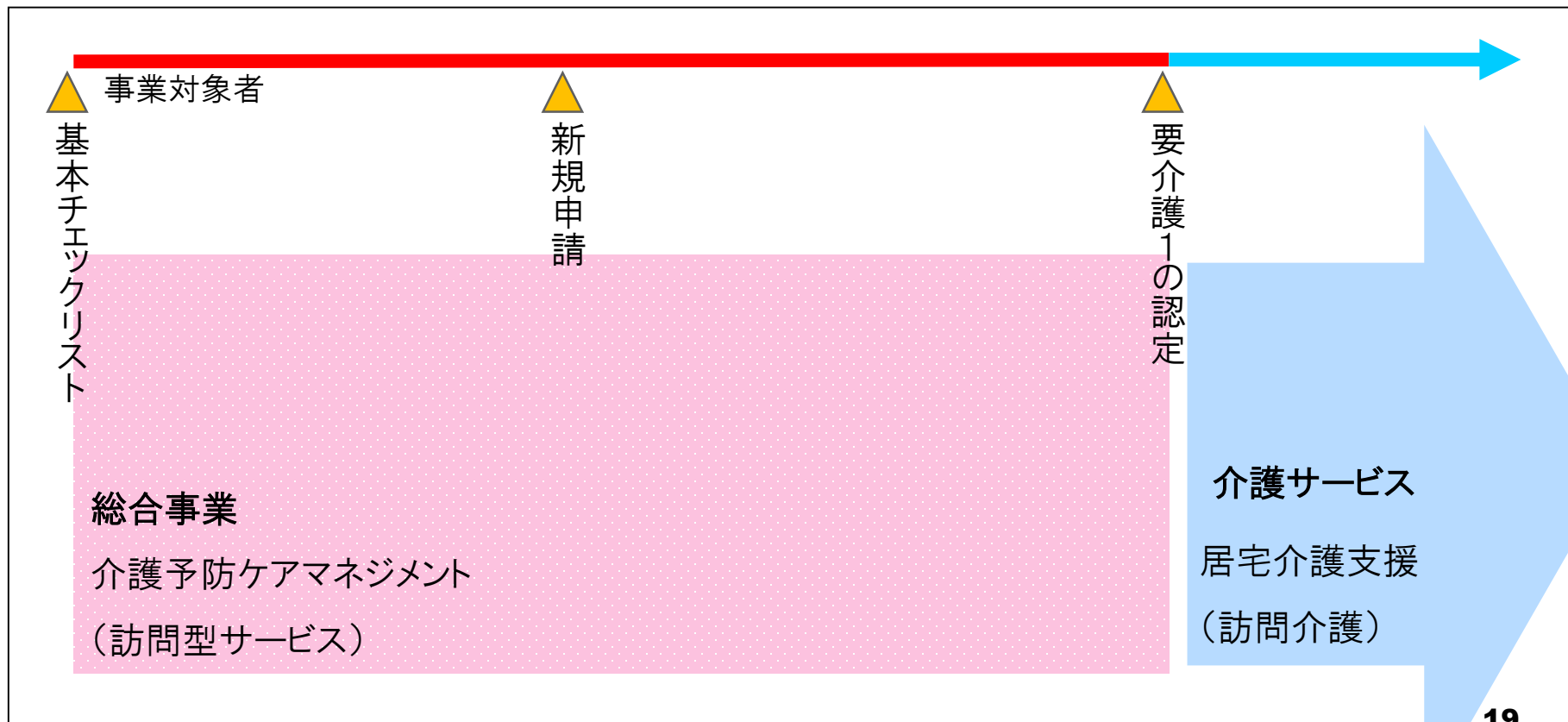
【ケース1】①事業対象者→要介護見込み(認定申請期間中:訪問介護利用)

- 居宅サービス計画を作成した後の利用分については、訪問介護としての利用となる。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護支援事業者が認定結果後、すみやかに行う。



【ケース1】②事業対象者→要介護(認定申請期間中:訪問型サービス利用)

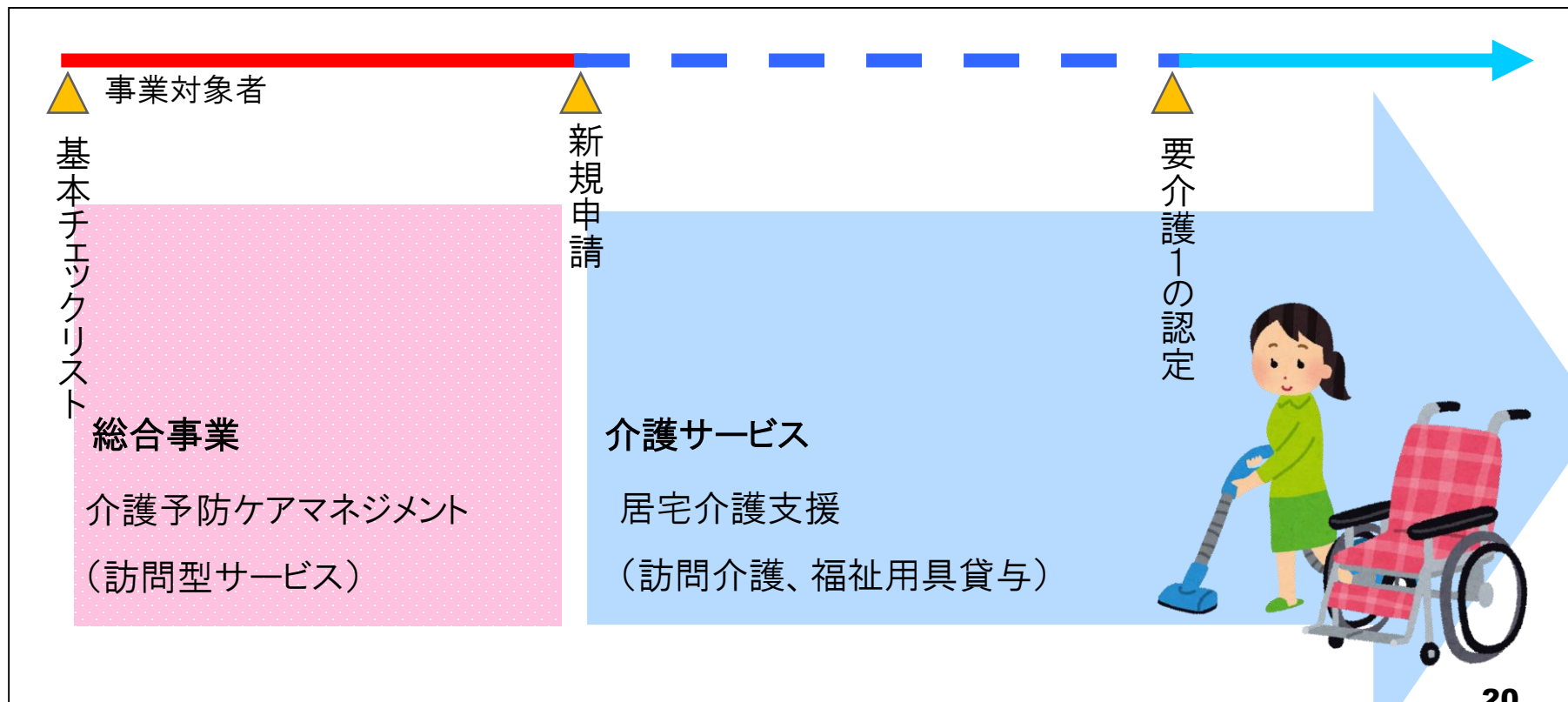
- 新規申請～要介護認定が出て、居宅サービス計画を作成するまでは、介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型サービスを利用することもできる。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護支援事業者がすみやかに行う。



【ケース2】事業対象者→要介護見込み

(認定申請期間中:訪問介護、福祉用具貸与利用)

- 認定申請期間中に介護サービスを利用する場合には、暫定で居宅サービス計画を作成する。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護支援事業者が認定結果後、すみやかに行う。

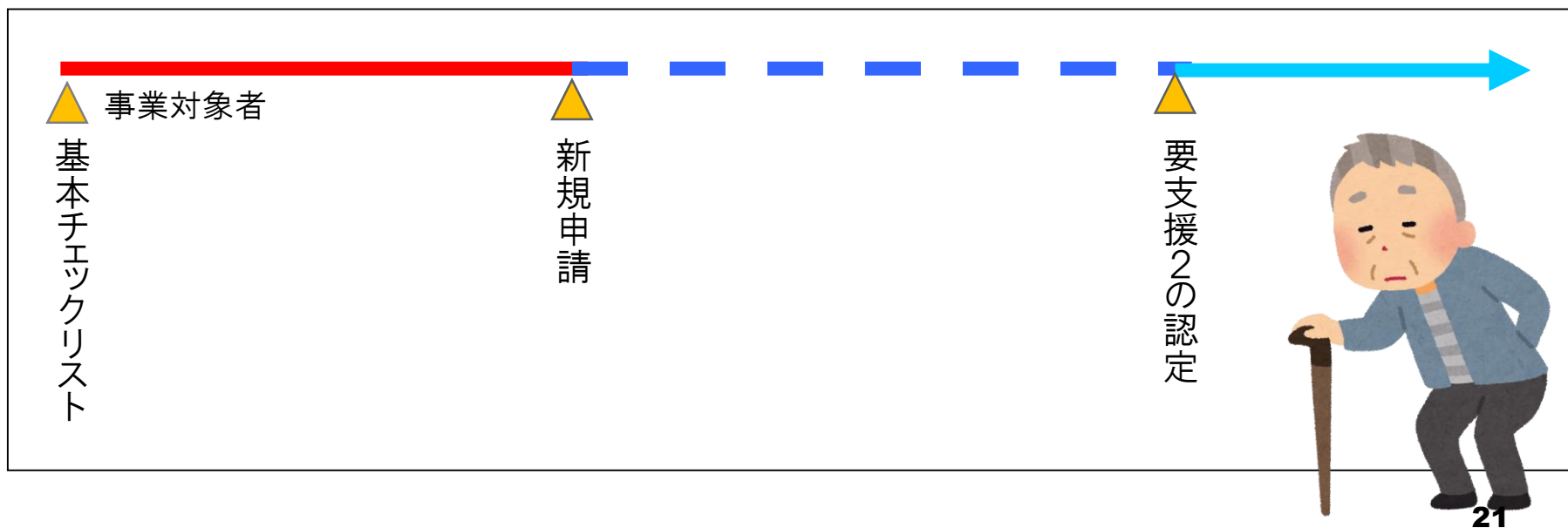


暫定利用について（事業対象者→要支援見込み）

事業対象者がサービス事業の利用と並行し、要介護等認定申請を行った場合を次のとおりに整理を行う。

【ケース3】 認定申請期間中に訪問型サービスを利用

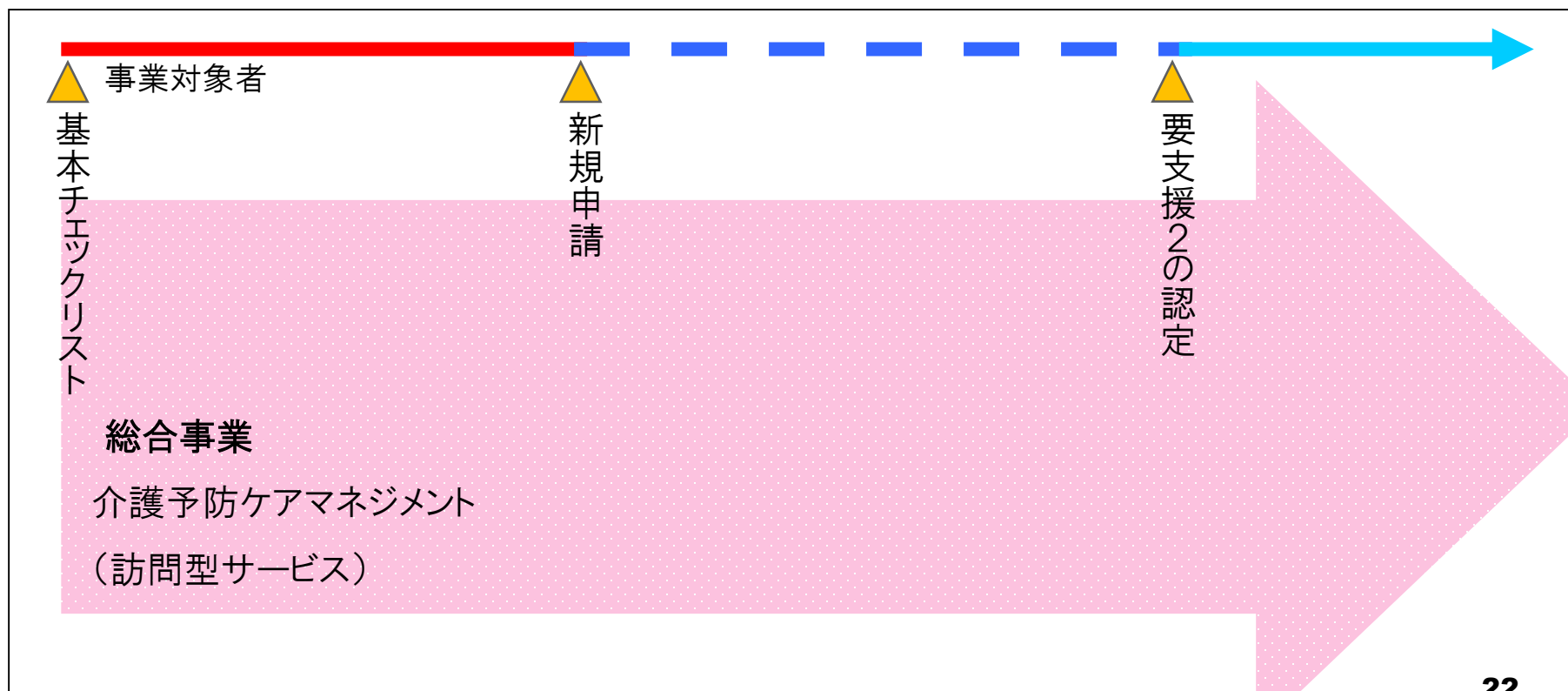
【ケース4】 認定申請期間中に訪問型サービス、介護予防福祉用具貸与を利用



【ケース3】事業対象者→要支援見込み

(認定申請期間中:訪問型サービス利用)

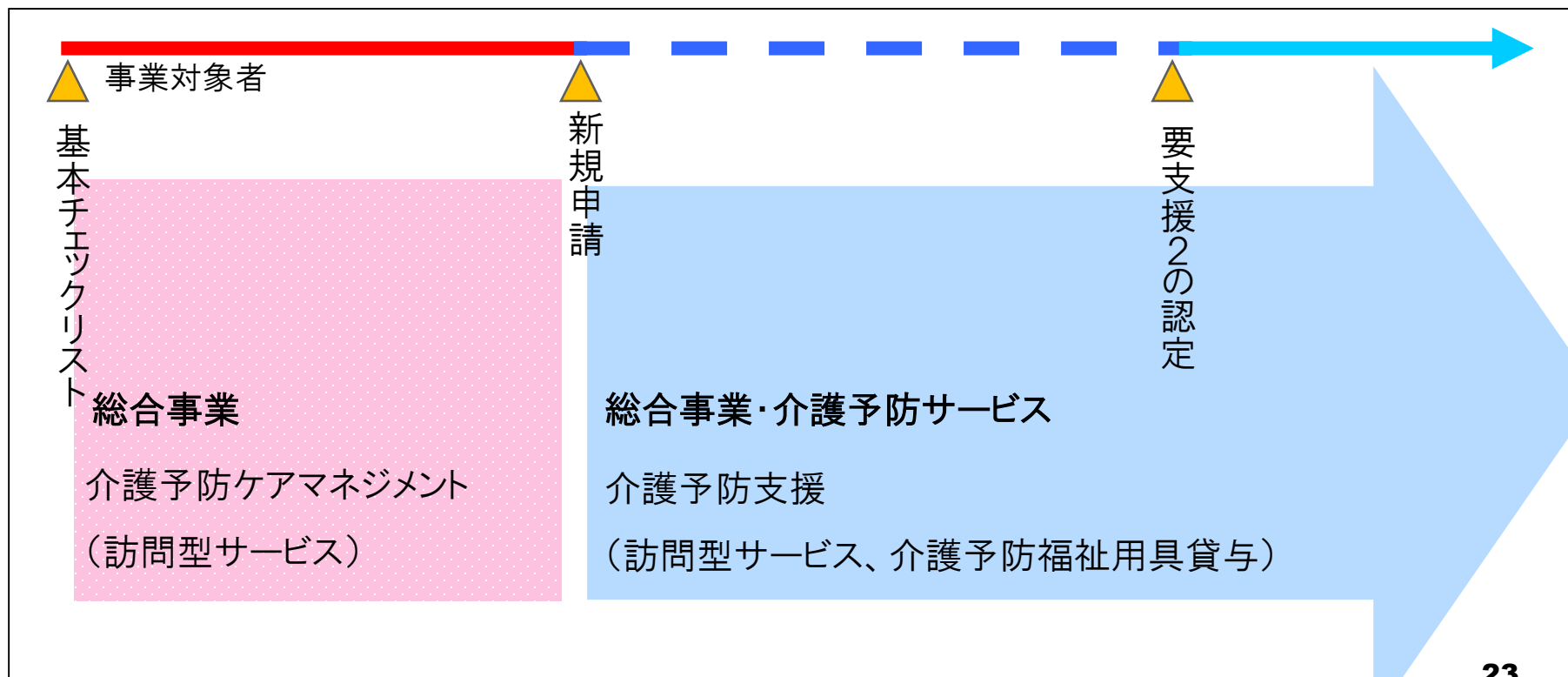
- 新規申請認定結果が要支援であれば、認定結果後も介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型サービスを利用することとなる。
- 居宅サービス計画等作成依頼届出書は、地域包括支援センターが認定結果後にすみやかに提出を行う。



【ケース4】事業対象者→要支援見込み

(認定申請期間中:訪問型サービス、介護予防福祉用具貸与利用)

- 認定申請期間中に介護予防サービスを利用する場合には、暫定で介護予防サービス・支援計画書を作成する。
- 総合事業・介護予防サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、地域包括支援センターが認定結果後にすみやかに行う。



2. 各種制度の取り扱い

高額総合事業サービス費

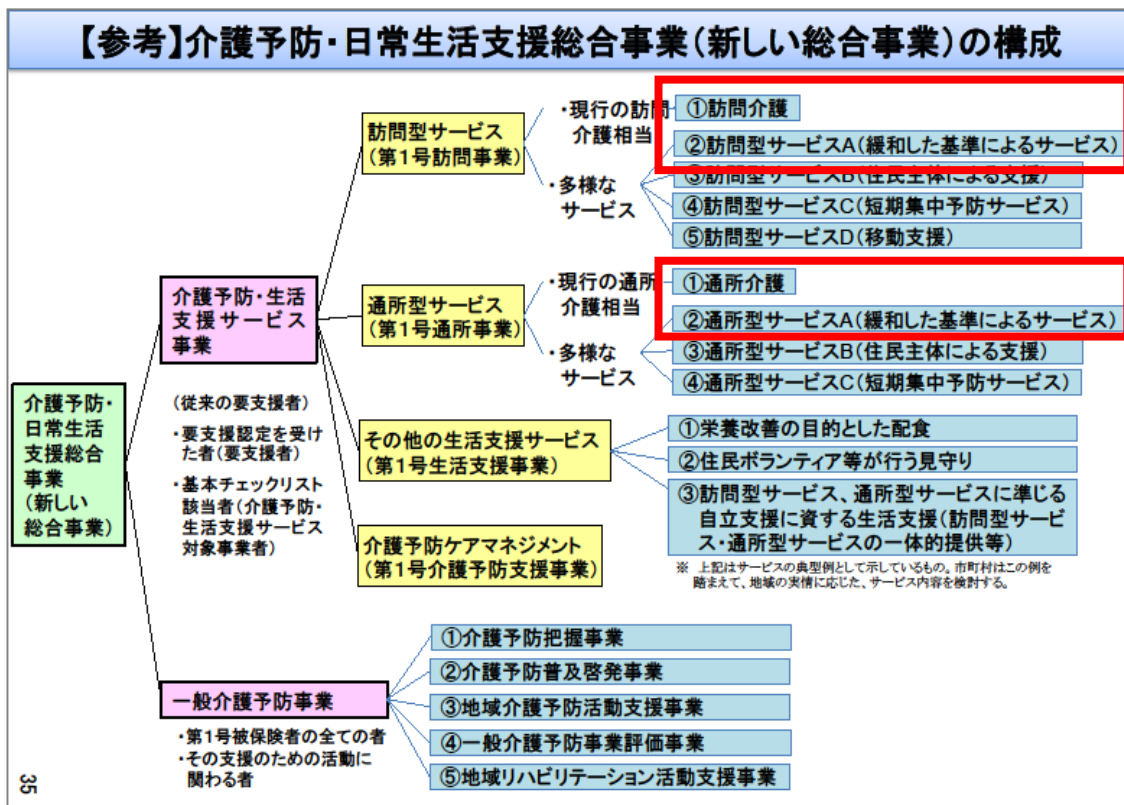
総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施。

【対象サービス】

身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ、予防デイ、元気デイ、集中デイ

【申請】

高額介護(介護予防)サービス費の申請を行っている場合には、再度の申請は不要。



高額医療合算総合事業サービス費

総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施。

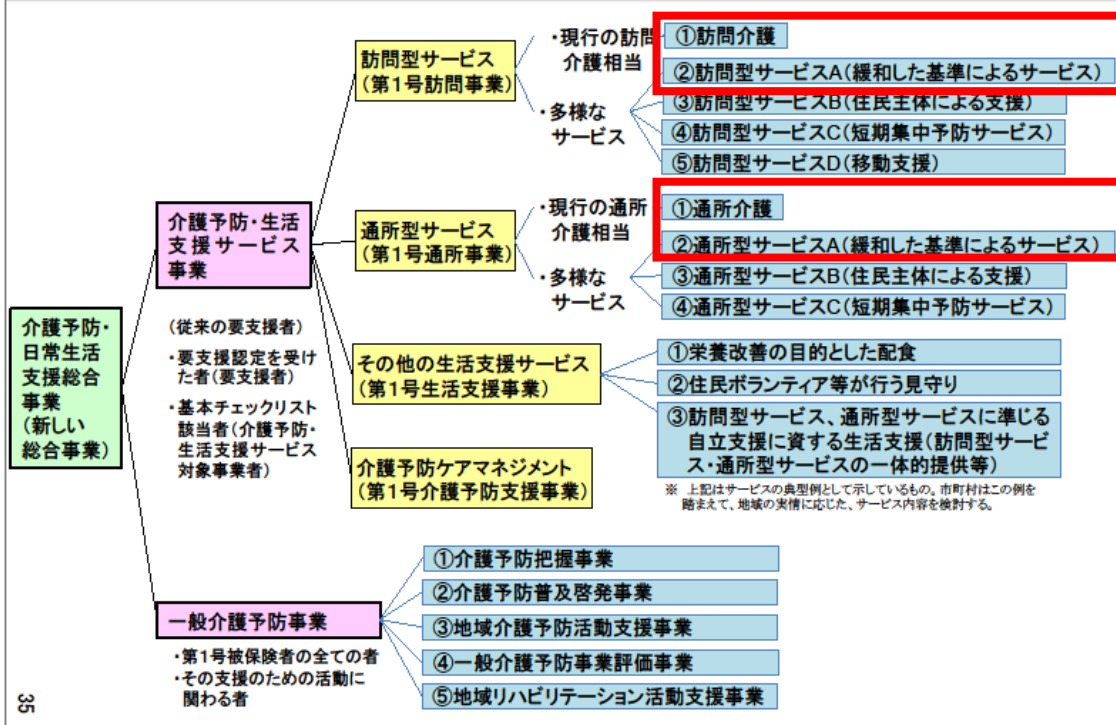
【対象サービス】

身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ、予防デイ、元気デイ、集中デイ

【申請】

計算期間(8月1日～翌年7月31日)において限度額の上限を上回る見込みがある場合には、医療保険者窓口へ支給申請を行う。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



生活保護法における介護扶助

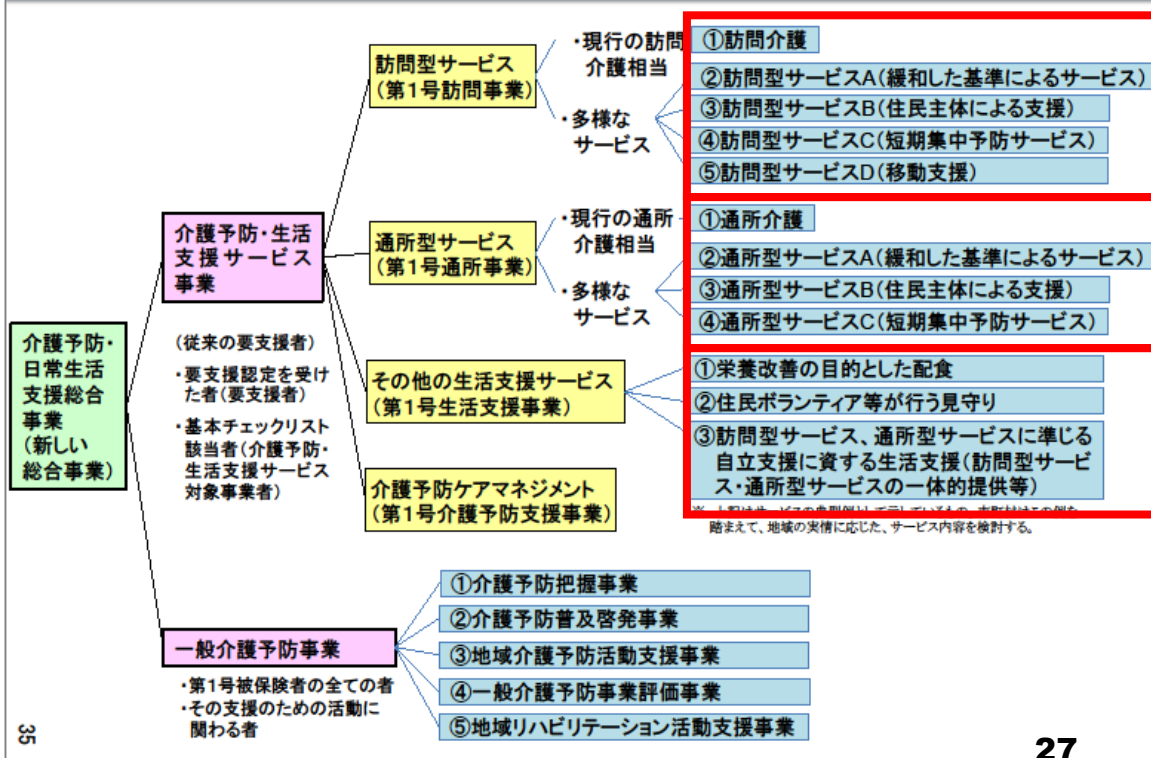
【介護扶助※の対象サービス】 ※中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

【介護券】

指定事業所によるサービス提供を行った場合、福祉事務所から送付された介護券の記載内容をもとに、介護給付費明細書を国保連合会に提出し、介護扶助の請求を行う。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



原子爆弾被爆者に対する公費助成

【対象サービス】

身体ヘルプ、予防デイ

【資格証明等】

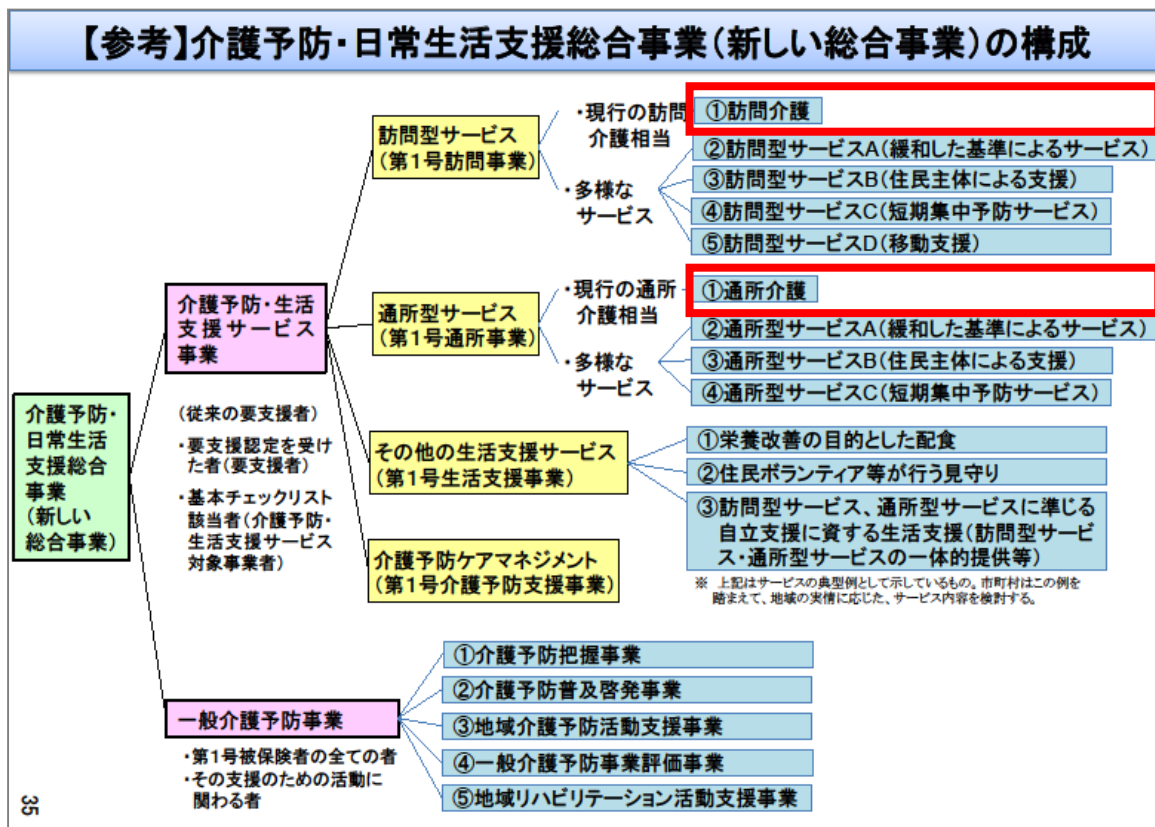
身体ヘルプ

- 被爆者健康手帳
- 被爆者訪問介護利用助成受給者証※

予防デイ

- 被爆者健康手帳

※被爆者訪問介護利用助成受給者証の該当要件は、所得税又は市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)



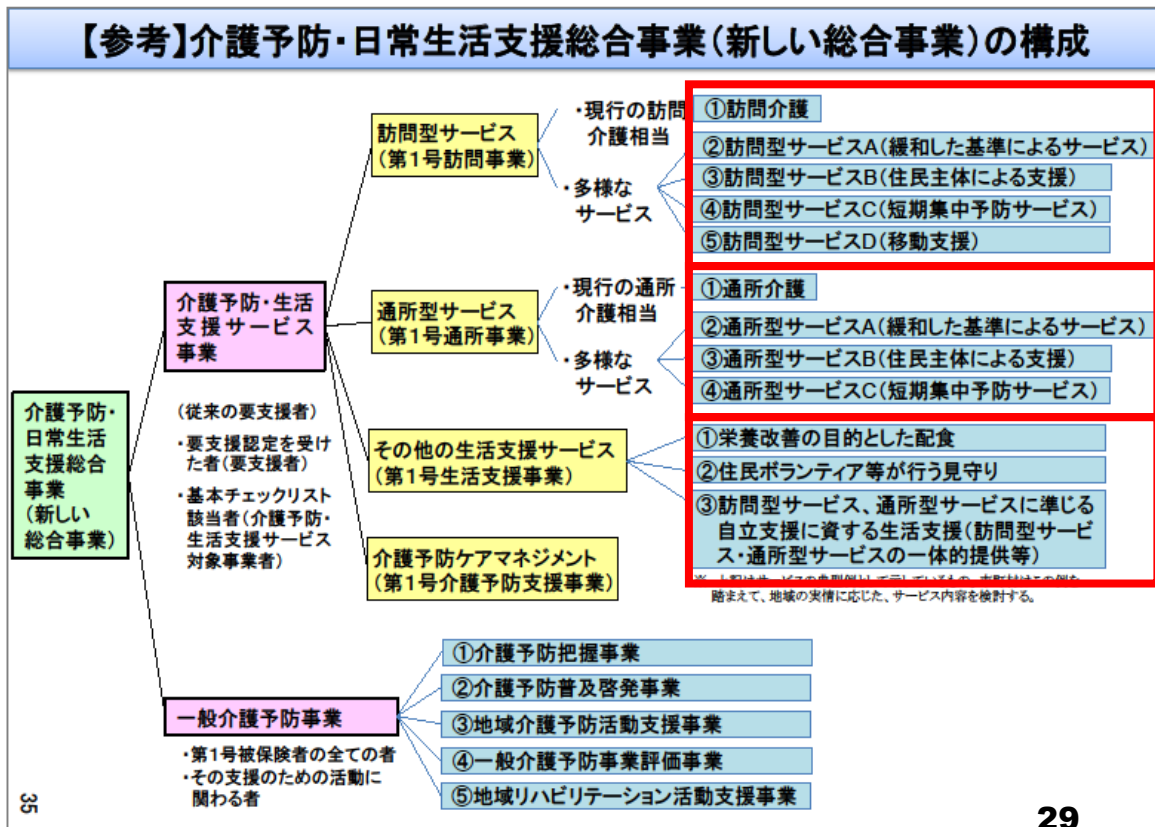
障害給付における介護優先について

【障害給付における総合事業の優先範囲】

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

障害者に係る自立支援給付については、介護保険において自立支援給付サービスと同等のサービスが提供される場合においては、介護保険の保険給付を優先して受け、又は利用する。

ただし、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様なため、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて利用できる介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではない。



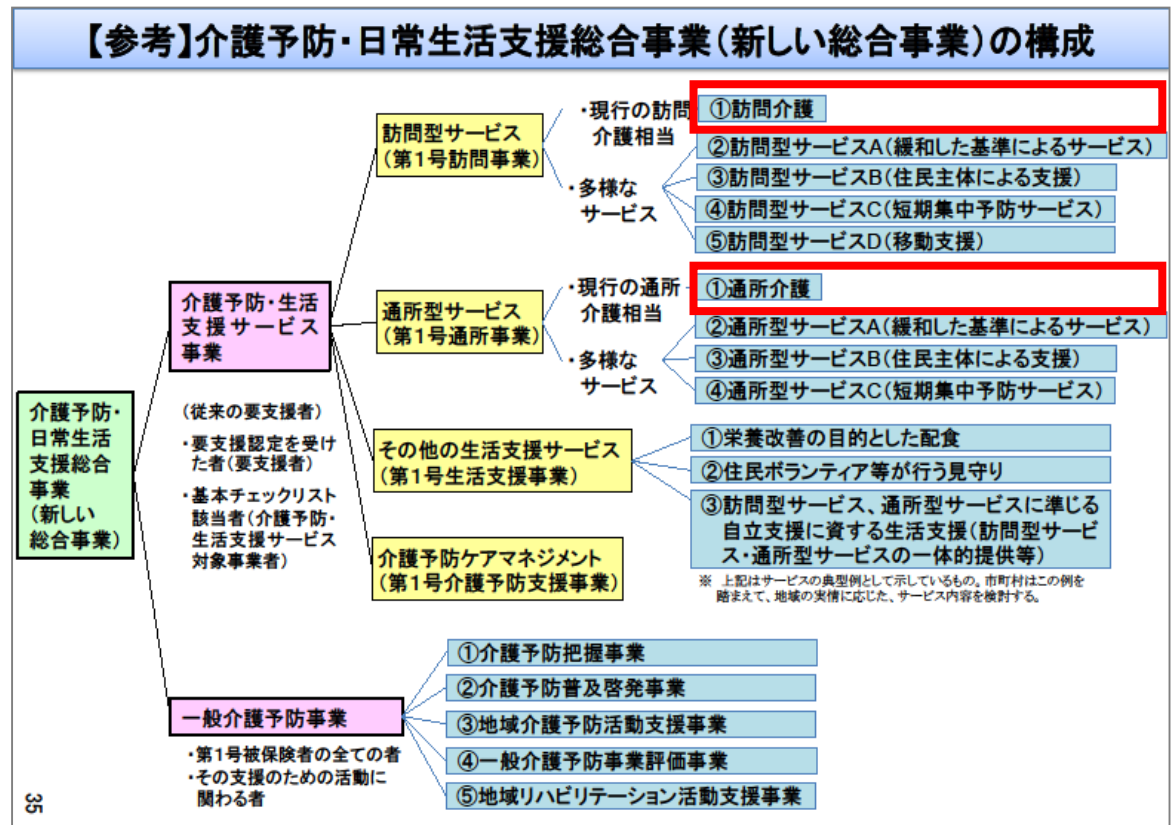
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

【対象サービス】

身体ヘルプ、予防デイ

【資格証明等】

- 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証



介護保険サービス利用者負担額助成金

在宅で介護保険サービスを利用している方で、著しく支払いが困難な方について、申請によりその利用者負担額の原則半額の助成を受けられる制度。

【対象サービス】

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

【対象者】

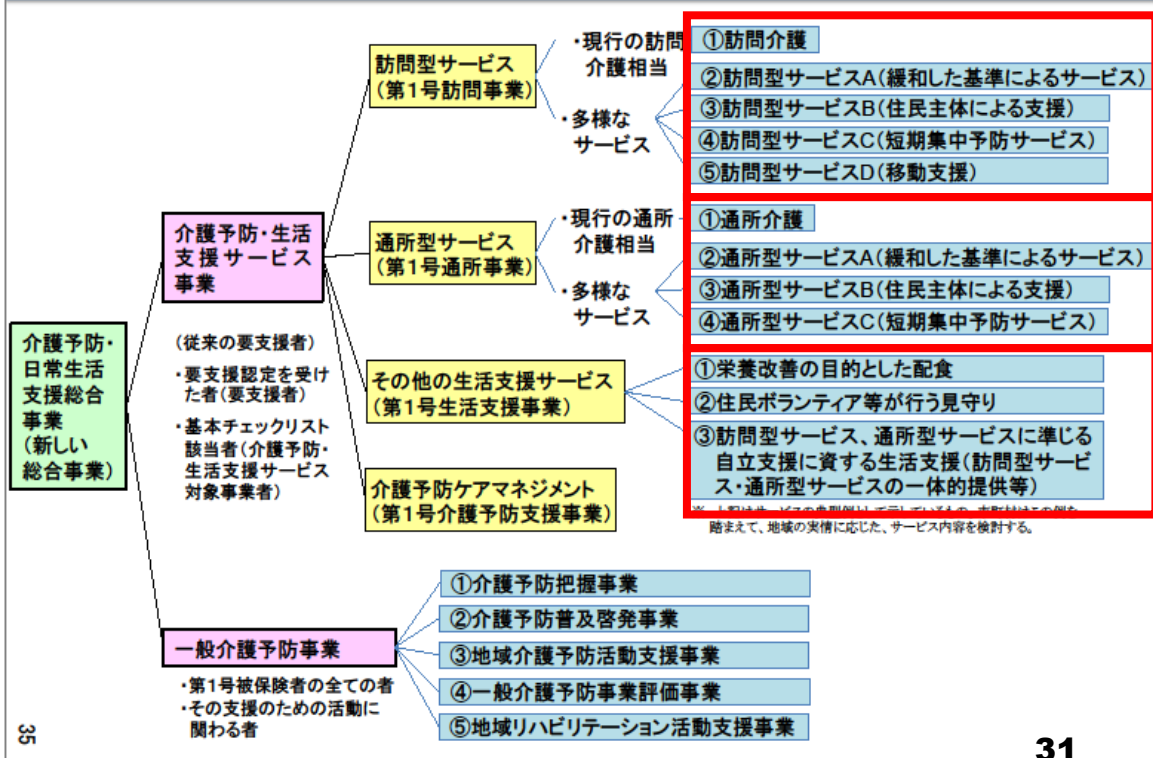
久留米市から要介護、要支援の認定又は事業対象者の決定を受けている者のうち、介護保険料の減免措置を受けている方。

【申請】

助成を受けるためには、介護保険料の減免措置を受けた後、助成対象者確認申請が必要。

対象者確認後、助成金申請書に領収書を添付し、申請を行う。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



サービス種類と適用可能公費の関係

	A1	A2	A3		A5	A6	A7		AF
	身体ヘルプ(みなし指定)	身体ヘルプ	元気ヘルプ	生活ヘルプ	予防デイ(みなし指定)	予防デイ	元気デイ	集中デイ	介護予防ケアマネジメント
81 原爆助成	○	○			○	○			
25 中国残留邦人等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○印は、請求可能な公費

【参考】介護給付費請求の手引き

福岡県国民健康保険団体連合会ホームページにおいて介護給付費請求の手引きが掲載されています。(<http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/>)

【介護給付費請求の手引き】

1. 介護給付費の請求と審査支払等について
2. 介護給付費請求書等の記載要領
3. 介護給付費請求・明細書の様式
4. 介護給付費明細書の記載例
5. 審査チェックエラーについて
6. 介護給付費等の過誤処理について
7. 介護給付費等支払い決定額内訳書等について
8. 介護保険審査決定増減表等について
9. 請求明細書・給付管理票(保留)一覧表の対応について
10. 参考資料(介護報酬1単位当たりの単価、介護保険保険者番号表等)

3. 介護保険課からお知らせ ～運用の変更について～

I. 居宅届について

居宅サービス計画等作成依頼届出書の変更について

【提出期間の変更】

- 契約日～サービス利用月の月末まで(入院中でも受付可)
- 更新申請により翌月から「要介護→要支援」／「要支援→要介護」に変更となる場合
→認定結果が出た日～サービス利用月の月末まで

【登録年月日について】

居宅介護支援事業者等が給付管理を開始する日として、介護保険課から国保連合会へ送付する日付(提出日の翌月初旬に送付)

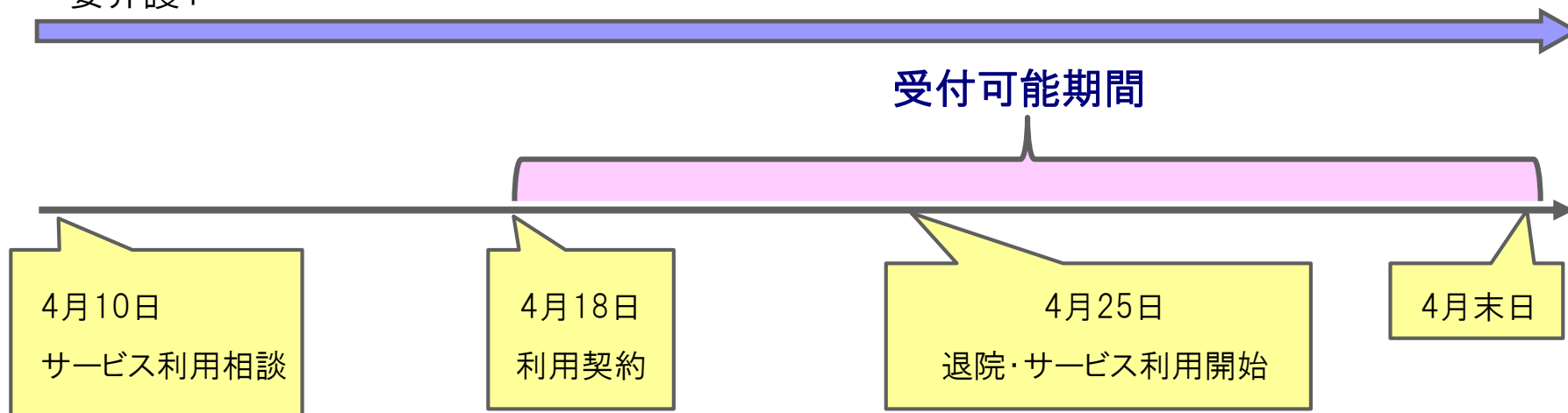
- 居宅サービス計画等作成依頼日と登録年月日が同月であれば、提出日を記載。
- 区分変更等のために、提出日より以前に登録年月日を遡及させる場合、又は居宅介護支援事業者等の変更を届け出る場合には、届出事業者が給付管理を行う日を登録年月日として記載。
- 登録年月日の記載がない場合は、原則提出日が登録年月日として取り扱う。

【申請様式の変更について】

- 居宅サービス計画等作成依頼届出書は新規と変更の様式が存在したが、一つに統合。

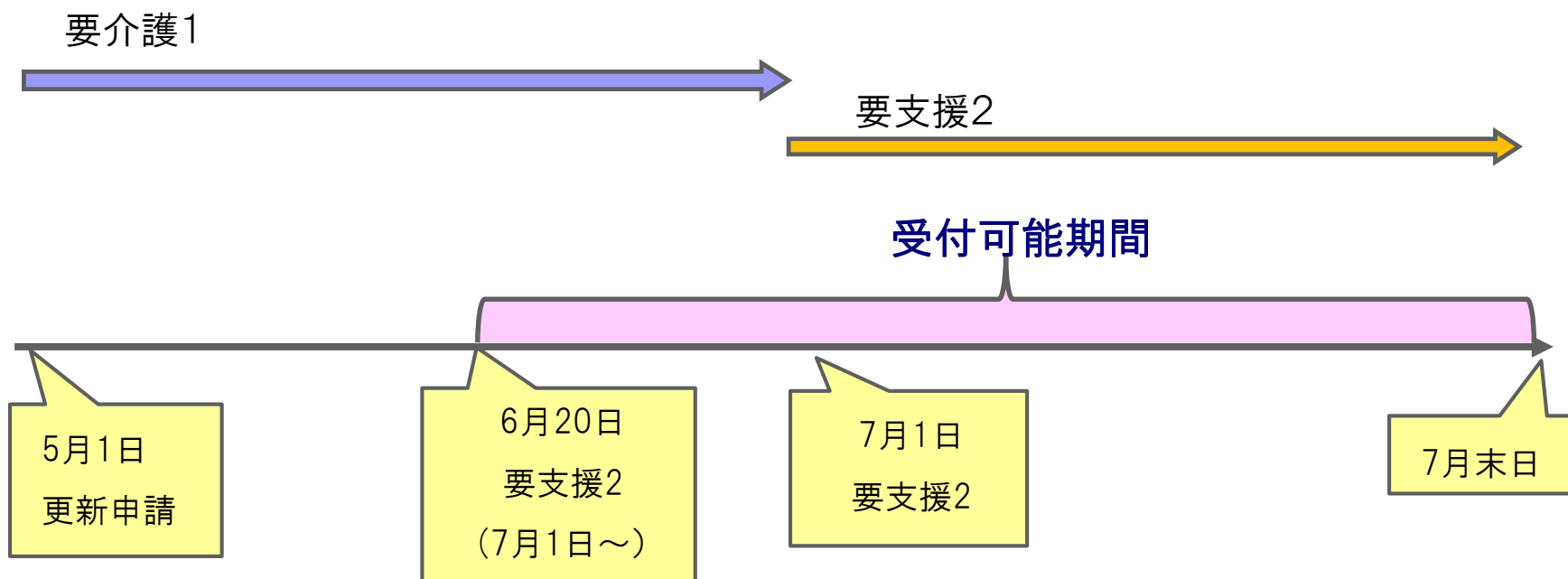
(例1)4月10日に相談があり、入院中の被保険者(要介護1)が4月25日退院予定である。退院後すぐに、介護サービスを利用することとなった。契約を4月18日に行った。

要介護1



居宅支援事業者は利用者との契約後、4月18日～4月30日までに居宅サービス計画等作成依頼届出書を提出。

(例2)要介護1の利用者が居宅サービス計画に基づき、訪問看護を利用中。5月1日の更新申請により、7月1日～要支援2の結果となった。7月以降も介護予防訪問看護として利用予定。



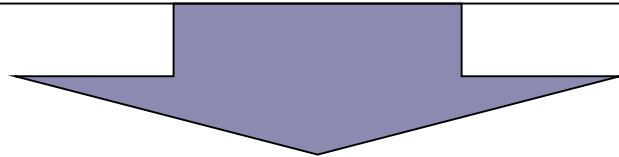
地域包括支援センターは利用者との契約後、6月20日～7月31日の間に居宅サービス計画等作成依頼届出書を提出

Ⅱ. 住宅改修支援事業について

住宅改修支援事業について

【従来】

久留米市から該当の事業者あてに申請勧奨し、申請書が届いた事業所は申請を行う。



【平成29年度以降】

事業者は、要件を満たしているのかを確認し、久留米市に申請を行う。

※久留米市は申請勧奨は行わない。

要件・申請方法等詳細について、後日ホームページに掲載予定。